

2015年2月13日

## 家電リサイクル料金の改定について

特定家庭用機器再商品化法(以下、家電リサイクル法)に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化などに必要な行為に関する料金(以下、リサイクル料金)のうち、当社製「冷蔵庫・冷凍庫」、  
「洗濯機・衣類乾燥機」の2品目について、本年4月1日より改定いたします。

### □ 料金改定の内容(1台あたり)

(消費税込総額表示)

品 目		改定料金 税抜き (税込)	現行料金 税抜き (税込)
冷蔵庫・冷凍庫	内容積170リットル以下のもの	3,400円 (3,672円)	3,600円 (3,888円)
	内容積171リットル以上のもの	4,300円 (4,644円)	4,600円 (4,968円)
洗濯機・衣類乾燥機		2,300円 (2,484円)	2,400円 (2,592円)

※この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

### □ リサイクル料金改定の背景

当社は、2012年1月設立より家電リサイクル法に則り、使用済み家電製品に含まれる資源の有効な利用拡大に取り組んでいます。特に当社製の冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は処理工程の改善などが進み、再商品化率が冷蔵庫・冷凍庫は82%、洗濯機・衣類乾燥機は94%まで達しています。

今回、将来のさらなるコスト削減の可能性も踏まえ、家電リサイクル法の第20条に基づき、リサイクル料金を改定します。

### □ 改定料金の適用について

1. 新料金は、次のいずれかに該当するものに適用いたします。
  - ①家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成27年3月31日以前の日付以外のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成27年4月1日以降のもの。
  - ②家電リサイクル券(管理票)の交付日(引取日)の欄の記載が、平成27年3月31日以前の日付のもので、かつ、指定引取場所への引渡日が平成27年5月1日以降のもの。
2. この料金は、1台当りで、全国同一の料金です。
3. この料金とは別に、小売業者、市町村等の収集運搬料金が必要となります。

ハイアールアジア株式会社